

柴監告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月8日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮正博

柴田町監査委員 桜場政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成29年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	教育関係施設	
平成29年11月13日	槻木小学校	船迫小学校
平成29年11月14日	船迫中学校	西住小学校
平成29年11月15日	東船岡小学校	柴田小学校
平成29年11月16日	船岡中学校	船岡小学校
平成29年11月17日	槻木中学校	第一幼稚園

(3) 監査の場所

各教育関係施設

(4) 監査の方法

町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

(指摘事項)

○西住小学校東側校舎への網戸設置について

西住小学校周辺は山に隣接し、スズメバチやアシナガバチ等の害虫が多く生息している。

各学年の教室がある西側校舎には網戸が設置されており、害虫の侵入を防いでいるが、特別教室のある東側校舎には網戸が設置されておらず、夏場であっても窓を開放することができない状況となっている。

ハチ等の害虫による危険を回避するために、東側校舎へも網戸の設置を検討し、児童が安全に学習できる環境を整えることが必要である。

○東船岡小学校のプール改修について

東船岡小学校のプール改修については前年度の定期監査においても指導しており、「年次計画を作成し取り組んでいく」との回答があったが、改修実施時期の目安が示されていない。

開校以来のプールは経年劣化に伴い壁や床の塗装が剥がれ、プールサイドにもコンクリートの亀裂やタイルの剥離が見られ、児童がいつ怪我をしてもおかしくない状況となっていることから、早急に改修を行い、児童の安全を確保していただきたい。

○船岡中学校の校庭東側の環境整備について

船岡中学校の校庭東側と町道との境界には植栽があるが、枝が道路まではみ出し、通行に支障を生じている。また風が強い日には校庭の砂が舞い、近隣住民の方の生活の妨げになっている。

フェンス設置の整備が済んだ校庭南側のように、校庭東側についても樹木管理及びフェンスや防砂ネットなどの設置を検討し、環境整備を図っていただきたい。

○槻木中学校の体育館暗幕等の整備について

槻木中学校では体育館の暗幕の破損が激しく、また、カーテンレールの歪みもあって開閉が困難な状況となっている。学校行事の際や、換気ができずに熱中症対策にも支障が出ていることから早期に交換していただきたい。